

保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げの緊急対応と財源確保を
求める意見書

平成27年4月、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という）が施行されました。新制度では、消費税を財源に保育の「量的拡大」及び「質の改善」をめざしていますが、財源確保を含めて未だ十分とはいえません。保育の現場では、実態に合わない保育士の配置基準による労働条件の厳しさや給与水準の低さから、保育士不足が深刻であり、増加する待機児童への対応も遅れています。

こうした事態を解決するためには、国の責任による保育制度の改善と財源保障が不可欠です。新制度の実施主体である市町村が十分に役割を果たし、「すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る」とする子ども・子育て支援法の趣旨をふまえた取り組みが推進されるよう、国として保育士の処遇改善と配置基準の引き上げを緊急に行い、そのために必要な財源を安定的に確保することが必要です。

よって、保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げの緊急対応と安定的な財源確保を求めて、国に以下のことを要望します。

- 1 十分な予算を確保し、保育士の配置基準と処遇の改善を進めること。
- 2 保育施設の開所日数、開所時間に見合う単価設定など、実態を踏まえて公定価格を改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年6月28日

鳥取県東伯郡北栄町議会

提出先

内閣総理大臣	財務大臣	厚生労働大臣	文部科学大臣	総務大臣
内閣府特命担当大臣（少子化対策担当）			衆議院議長	参議院議長